



栃木県内市町における  
**産後ケア事業**の実態調査



## 目次

I. 栃木県内市町における産後ケア事業の実態調査	1
1. はじめに	1
2. 調査方法	1
3. 調査内容	1
4. 調査対象期間	2
5. 仮説	2
6. 分析方法	2
7. アドバイザー	2
II. 仮説の検証	3～19
【仮説1】	3～6
【仮説2】	7～8
【仮説3】	9～12
【仮説4】	13～15
【仮説5】	16～19
III. 考察・まとめ	20～22
IV. 謝辞	23
V. 資料	24～41
1. アンケート調査票集計データ	24～32
2. アンケート調査票	33～41



栃木県内市町における産後ケア事業の実態調査  
～実態調査から見えてきた各市町の取り組み状況と課題～

## I. 栃木県内市町における産後ケア事業の実態調査

### 1. はじめに

令和元年に出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施が市町村の努力義務として母子保健法上に法定化され、第4次少子化社会対策大綱において令和6年度末までの全国展開を目指すこととされている。

現在、栃木県内市町においても様々な形で産後ケア事業が実施されているが、委託先確保の困難さや市町を超えた複数の産後ケア事業実施施設との契約等に係る事務の煩雑さ、各市町の利用要件や社会資源の量の違い等から生じる利用状況の差等、運用を進めていく中で様々な課題が生じていると思われる。

今回は、栃木県内市町を対象に産後ケア事業における受託医療機関等との契約事務や対象者要件等について調査を行い、それらの実態を明らかにするとともに、栃木県内市町の産後ケア事業における共通課題を明確にすることを目的に調査を行った。

### 2. 調査方法

- (1) 対象：県内25市町の産後ケア事業を担当する者 各市町1名
- (2) 調査方法：県内25市町の産後ケア事業担当者を対象に、電子メールを用いてアンケート調査票を送付し、回収を行った。
- (3) 調査期間：令和6年3月11日～令和6年3月18日

### 3. 調査内容

- (1) 基本事項
  - ・市町名、担当部署
  - ・出生数
  - ・産科医療機関数
  - ・類型別産後ケア事業の実施状況（実施機関数、利用者数、月齢別利用者数）
- (2) 対象者要件
  - ・事業対象者の要件及び判断方法
  - ・事業利用希望者に対する利用断りの有無とその理由、その後のフォロー
  - ・事業利用が必要と判断する対象者の利用状況
- (3) 契約事務
  - ・類型別委託料及び補助限度額、自己負担額
  - ・里帰り出産における利用受け入れ、負担額
  - ・市町村を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの構築状況（契約先の範囲、契約方法、構築していない理由、構築における課題）
- (4) その他
  - ・産後ケア事業利用後の委託事業者との連携及び対応
  - ・産後ケア事業の評価
  - ・産後ケア事業における課題
  - ・産後ケア事業に対する国及び県への要望

#### 4. 調査対象期間

「Ⅰ. 基本事項」については令和4年度実績、「Ⅱ. 対象者要件」「Ⅲ. 契約事務」「Ⅳ. その他」については調査時点とする。

#### 5. 仮説

- (1) 市町における対象者要件や社会資源の量の違いから、利用状況に差が生じているのではないか。
- (2) 市町が支援のニーズが高いと判断する人が、産後ケア事業の活用に至らない場合があるのではないか。
- (3) 産後ケア事業の委託料の単価について、市町の間で差異が生じているのではないか。
- (4) 市町を超えて産後ケア事業を契約する場合、契約等の事務に困難を感じている市町が多いのではないか。
- (5) 市町が複数の受託事業所と契約を結んでいることで、市町の事務負担になっているのではないか。

#### 6. 分析方法

各設問に対する単純集計及びクロス集計を行い、仮説に基づき分析を行った。

#### 7. アドバイザー

国際医療福祉大学保健医療学部看護学科長 家入香代 教授

## II. 仮説の検証

### 【仮説1】

市町における対象者要件や社会資源の量の違いから、利用状況に差が生じているのではないか。

### 【読み取りデータ】

表1 令和4年度類型別産後ケア事業実施市町数（質問5）

区分	実施市町	未実施市町
宿泊型	25	0
ディサービス型	23	2
アウトリーチ型	13	12

表2-1 市町別産後ケア事業利用率、市町圏域内施設の有無、対象者要件の判断状況  
（質問3.4.6.7.10-（1））

市町名	出生数	利用実人数			利用率 （利用実人数/出生数）			未実施理由 1.委託先が見つからない 2.類似サービスがある 3.ニーズがない 4.その他		産科医療機関 1.あり 2.なし	助産所 1.あり 2.なし	利用要件 1.本人希望 2.個別判断
		宿泊型	ディサービス	アウトリーチ	宿泊型	ディサービス	アウトリーチ	ディサービス	アウトリーチ			
宇都宮市	3405	83	22	22	2.4	0.6	0.6			1	1	2
足利市	682	13	1	7	1.9	0.1	1.0			1	1	2
栃木市	707	27	5	134	3.8	0.7	19.0			1	1	2
佐野市	612	3	2	3	0.5	0.3	0.5			1	1	2
鹿沼市	485	14	5	—	2.9	1.0	—		2	1	1	2
小山市	1018	8	61	16	0.8	6.0	1.6			1	1	2
真岡市	376	27	4	—	7.2	1.1	—		2	1	2	1
大田原市	373	36	14	—	9.7	3.8	—		1.2.3	1	1	1
矢板市	116	5	8	—	4.3	6.9	—		1	2	2	2
那須塩原市	671	55	41	—	8.2	6.1	—		2	1	1	2
さくら市	308	23	30	2	7.5	9.7	0.6			1	1	1
那須烏山市	87	1	5	—	1.1	5.7	—		1	2	2	1
下野市	414	17	23	24	4.1	5.6	5.8			1	1	2
日光市	281	3	—	—	1.1	—	—	4	2	1	2	2
上三川町	201	8	3	0	4.0	1.5	0			2	2	2
益子町	74	2	—	—	2.7	—	—	1.3	2	2	2	1
茂木町	27	2	0	0	7.4	0	0			2	2	2
市貝町	56	1	2	—	1.8	3.6	—		1	2	2	2
芳賀町	91	7	4	0	7.7	4.4	0			2	2	1
壬生町	177	3	0	0	1.7	0	0			1	1	1
野木町	115	0	1	—	0	0.9	—		1	2	2	2
塩谷町	31	1	3	—	3.2	9.7	—		1.2	2	2	2
高根沢町	195	5	9	0	2.6	4.6	0			2	2	2
那須町	76	1	4	1	1.3	5.3	1.3			2	2	2
那珂川町	30	4	1	—	13.3	3.3	—		1	2	2	2
全体	10608	349	248	209	4.0	3.2	2.3					

※産科医療機関及び助産所の有無については、市町圏域内にある場合を『あり』ない場合を『なし』とした

表 2-2 対象者の必須要件（質問 9）

	1. 貴市町内に住所がある	2. 月齢 4 か月未満	3. 月齢 4 か月以上 1 年未満	4. 心身の不調がある	5. 育児不安がある	6. 支援者がいない	7. その他
宇都宮市	○						
足利市	○			○	○	○	出産後 1 年未満の乳児と母親
栃木市	○						生後 1 年未満
佐野市	○						月齢 1 年未満
鹿沼市	○	○				○	
小山市	○	○	○				
真岡市	○						産後 1 年未満の産婦及び乳児 4. 5. 6いづれかを満たす者
大田原市	○	○	○				
矢板市	○						出産後 1 年未満。 4. 5. 6いづれかを満たす者
那須塩原市	○	○	○				
さくら市	○			○	○	○	
那須烏山市	○	○	○				
下野市	○	○	○				
日光市	○	○		○	○	○	
上三川町	○	○	○	○	○	○	
益子町	○	○	○	○	○	○	町税等を滞納していない世帯の世帯員であること
茂木町	○						月齢 1 年未満
市貝町	○	○	○				
芳賀町	○	○	○				
壬生町	○		○				
野木町	○	○	○				
塩谷町	○	○		○		○	
高根沢町	○	○				○	
那須町	○	○	○				
那珂川町	○			○	○	○	

表 2-3 対象要件に該当するかを個別判断している市町（18 市町）の判断方法（質問 10）

	1. 育児支援チェックリスト	2. エジンバラ産後うつ病質問票	3. 赤ちゃんへの気持ち質問票	4. 市町独自の対象者判定シート	5. 担当者間のカンファレンス	6. その他
宇都宮市	○	○	○	○		
足利市		○		○	○	
栃木市					○	
佐野市					○	
鹿沼市	○	○	○		○	
小山市	○	○	○		○	面接状況に応じて専門職が判断することがある
矢板市		○			○	
那須塩原市		○	○			
下野市	○	○	○		○	赤ちゃん訪問の結果
日光市	○	○	○		○	
上三川町		○	○		○	産後ケア利用申請時の面談内容、妊娠届出や出生届出時等の情報や支援経過から総合的に判断
茂木町	○	○	○		○	
市貝町	○	○	○		○	
野木町	○	○	○		○	
塩谷町	○	○	○		○	
高根沢町	○	○	○	○	○	
那須町						那須町産後ケア事業の案内に記載している「利用できる方」に該当するか確認
那珂川町	○	○	○	○	○	

表3 類型別利用率と対象者要件（質問7. 質問10-（1））

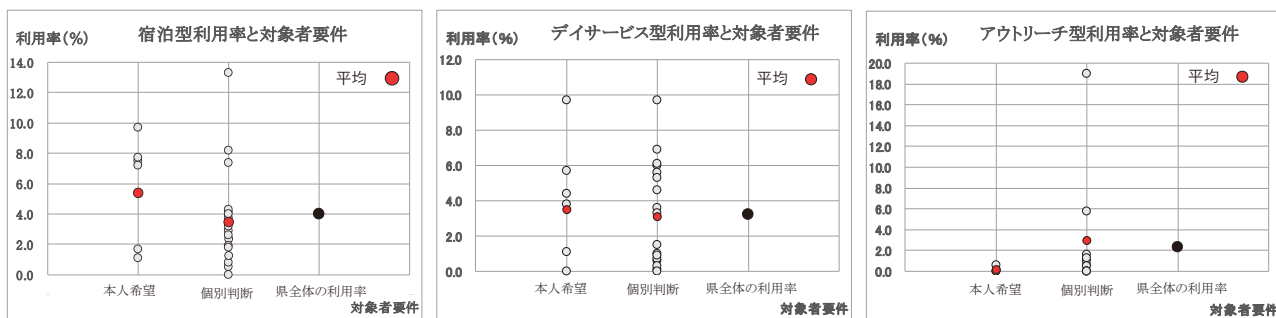


表4 類型別利用率と社会資源（産科医療機関）（質問6. 質問7）

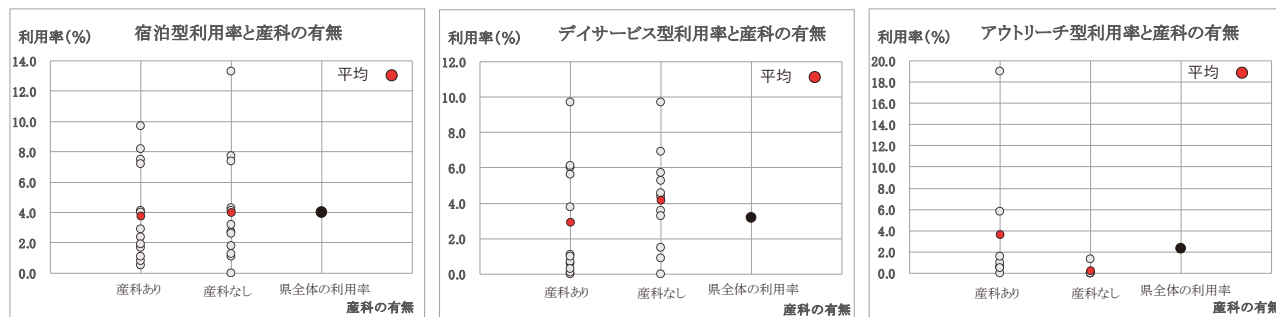
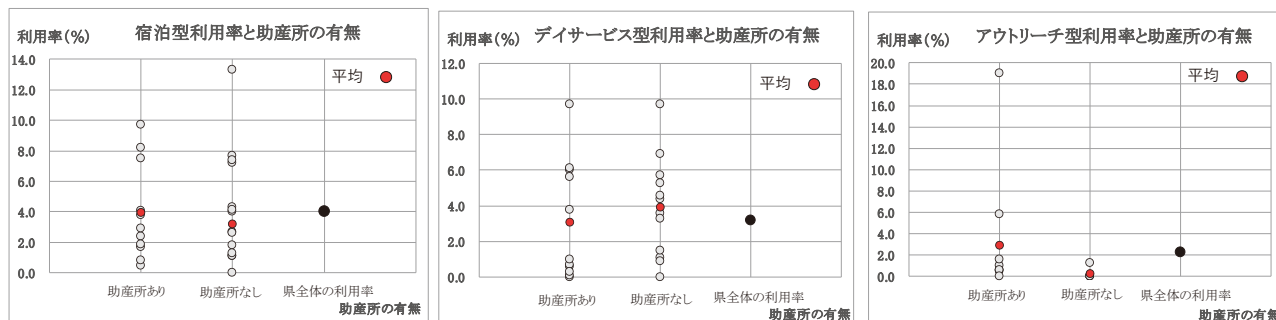


表5 類型別使用率と社会資源（助産所）（質問6. 質問7）





## 【結果】

令和4年度の類型別産後ケア事業の実施状況は、宿泊型は全市町、デイサービス型は23市町、アウトリーチ型は13市町で実施している。実施している市町において、対象要件や社会資源の量の違いによる利用率の差について確認した。

### ① 対象者要件の差について

対象者要件は本人の希望があれば利用できるとしている場合の方が、宿泊型の利用率はやや高いが、デイサービス型についてはあまり差がなかった。アウトリーチ型については実施している市町が少ないため、差については検証ができなかった。

対象者の必須要件については、25市町全てが「市町内に住所がある」としており、24市町は「月齢4か月未満」や「心身の不調がある」等、その他の要件も設定していた。また、本人の利用希望に加え市町において総合的に判断する際の判断方法は、「エジンバラ産後うつ病質問票」や「赤ちゃんの気持ち質問票」、「担当者間のカンファレンス」など複数を利用している状況で、対象者の必須要件や判断方法が県内で統一されていないことが確認できた。

### ② 社会資源の量の違いによる差について

市町圏域内の社会資源の有無に関わらず、宿泊型は全市町で、デイサービス型も23市町(92.0%)で実施しており、宿泊型とデイサービス型の実施についてはほとんど影響がなかった。しかし、アウトリーチ型については、実施していない理由を『委託先が見つからない』と回答した7市町中6市町(85.7%)に産科・助産所がなく、社会資源の差が多少出ていると思われる。

利用率については、宿泊型は社会資源による差がほとんど見られなかった。デイサービス型については、産科がない市町の利用率が若干高くなった。アウトリーチ型については実施している市町が少ないため、差については検証ができなかった。

このことから、対象者要件や社会資源の差で産後ケア事業の利用状況に差はみられないことが分かった。

## 【仮説2】

市町が支援のニーズが高いと判断する人が、産後ケア事業の活用に至らない場合があるのではないか。

## 【読み取りデータ】

表1・図1 産後ケア事業の利用が必要としたケースの利用状況（質問12-(1)）

表1

	回答市町数
利用できないことがあった	16
利用できないことはなかった	9
合計	25

図1

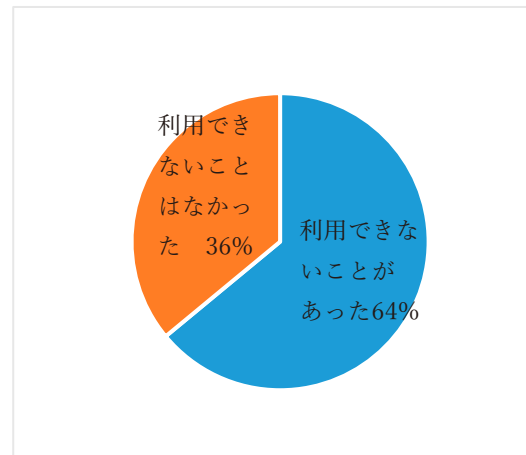


表2 利用できなかった理由（複数回答）（質問12-(2)）

	回答市町数
1. 対象者からの希望がなかった	11
2. 委託先に空きがなかった	5
3. 委託先での受け入れや対応が困難	2
4. 関係機関（分娩機関、精神科病院等）との連携ができなかった	0
5. 他の既存のサービスで対応できた	3
6. その他	4

表3 「委託先に空きがなかった」と回答した市町の対象者要件（質問12-(2)、質問10-(1)）

	市町数
本人からの利用の希望があれば要件に該当するとして基本的には利用を認める	1
本人からの利用の希望に加え市町において総合的に要件に該当するかを個別判断し、利用の可否を決定する	4

## 【結果】

産後ケア事業の利用が必要と判断したケースにおいて、実際に利用に至らなかったケースがある市町は、16市町（64.0%）であった。

利用に至らなかった理由は、「対象者からの希望がなかった」が11市町（68.8%）と最も多く、

次いで、「委託先に空きがなかった」が5市町（31.3%）、「委託先での受け入れや対応が困難」が2市町（12.5%）であった。この「委託先の空きがなかった」「委託先での受け入れや対応が困難」といった委託先の都合によるものは合わせて7市町（43.8%）であった。

また、「委託先に空きがなかった」5市町のうち、4市町においては、本人からの利用希望に加え、質問票等の活用や担当者間のカンファレンスを経て利用可否を決定し、利用が望ましいケースと判断をしている。

このことから、支援ニーズが高いと判断する人が産後ケア事業を利用できない場合があった市町は約6割あり、活用に至らない最も多い理由は、対象者からの希望がないということであった。なお、希望がなかった理由やそのケースの支援方法については、今回の調査では確認できていない。また、委託先の都合による理由も約4割となっている。

このため、産後ケア事業が必要であると判断したハイリスクケースについては、本人からの希望が無い場合や委託先の空きがない場合も想定して、必要な支援体制を整えていくことが重要であり、産後ケア事業以外の支援方法を含め、どのように支援していくかが課題である。

【仮説3】

産後ケア事業の委託料の単価について、市町の間で差異が生じているのではないか。

【読み取りデータ】

表1 令和5年度類型別産後ケア事業の市町別委託料（最低料金・最高料金）一覧（質問13(1)）

	宿泊型（1泊2日）		デイサービス型（1日）		アウトリーチ型（1回）	
	最低料金	最高料金	最低料金	最高料金	最低料金	最高料金
宇都宮市	24,000		8,000	16,000	6,000	
足利市	14,260		7,135		3,573	
栃木市	30,000	42,000	10,000	21,000	6,000	7,500
佐野市	21,100	24,000	8,000		4,800	
鹿沼市	-	*3 24,000	-	*3 8,000	-	-
小山市	25,000	40,000	13,000	20,000	6,500	
真岡市	30,000	50,000	10,000	20,000	-	-
大田原市	40,000	55,000	12,000	22,000	-	-
矢板市	30,000	55,000	20,000	22,000	-	-
那須塩原市	40,000	55,000	15,000	22,000	-	-
さくら市	40,000	55,000	12,000	20,000	20,000	
那須烏山市	20,000	50,000	20,000		-	-
下野市	30,000	50,000	18,000	21,000	7,500	
日光市	30,000	40,000	-	-	-	-
上三川町	24,000	42,000	5,600	21,000	4,000	7,000
益子町	50,000	60,000	-	-	-	-
茂木町	36,000	45,000	10,800	18,000	*1	*1
市貝町	30,000	50,000	20,000	25,000	*2 15,000	
芳賀町	20,000	50,000	11,000	21,000	10,000	
壬生町	24,000	30,000	8,000	10,000	4,000	5,000
野木町	*4 25,000	*4 25,000	*4 13,000	*4 13,000	-	-
塩谷町	40,000	55,000	20,000	22,000	-	-
高根沢町	40,000	55,000	20,000	22,000	5,750	
那須町	40,000	55,000	20,000	25,000	10,000	15,000
那珂川町	30,000	50,000	3,000	20,000	-	-

※画一価格の場合は最低料金に記載

\*1 利用者がなく、対象施設と未契約のため記載なし

\*2 R5年度から開始

\*3 上限額のみ設定

\*4 最低料金、最高料金は同一価格

表 2 類型別最低料金最高料金比較表（質問 13（1））

	宿泊型（1泊2日）		デイサービス型（1日）		アウトリーチ型	
	最低料金	最高料金	最低料金	最高料金	最低料金	最高料金
最低額	14,260	14,260	3,000	7,135	3,573	3,573
最高額	50,000	60,000	20,000	25,000	20,000	20,000
差額*1	35,740	45,740	17,000	17,865	16,427	16,427
料金の平均*2	30,557	43,810	12,933	18,441	7,933	8,740
全体の平均*3	37,319		15,748		8,336	

\* 1 の計算式：最高額－最低額

\* 2 の計算式：表 1 の類型別の最低料金、最高料金のそれぞれの合計/料金の回答があった市町数

\* 3 の計算式：表 1 の類型別の最低料金と最高料金の合計/最低・最高料金のそれぞれに回答があった市町数

表 3・図 1・図 2・図 3 類型別最低料金最高料金設定状況（質問13（1））

表 3

料金(円)	宿泊型		デイサービス型		アウトリーチ型	
	最低料金	最高料金	最低料金	最高料金	最低料金	最高料金
3,000～5,000	0	0	1	0	4	3
5,001～10,000	0	0	7	4	7	7
10,001～15,000	1	1	7	1	1	2
15,001～20,000	2	0	7	7	1	1
20,001～25,000	6	4	0	11	0	0
25,001～30,000	7	1	0	0	0	0
30,001～35,000	0	0	0	0	0	0
35,001～40,000	7	2	0	0	0	0
40,001～45,000	0	3	0	0	0	0
45,001～50,000	1	6	0	0	0	0
50,001～55,000	0	7	0	0	0	0
55,001～60,000	0	1	0	0	0	0
計	24	25	22	23	13	13

図 1

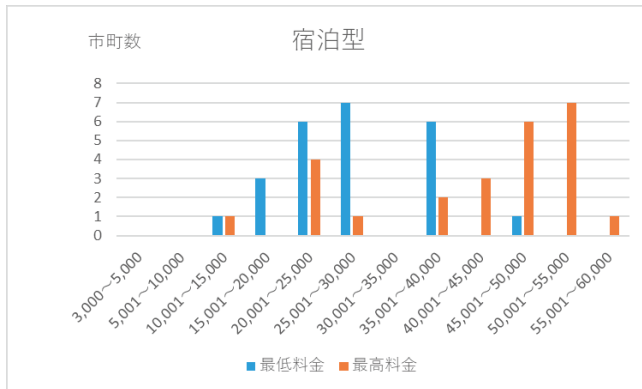


図 2

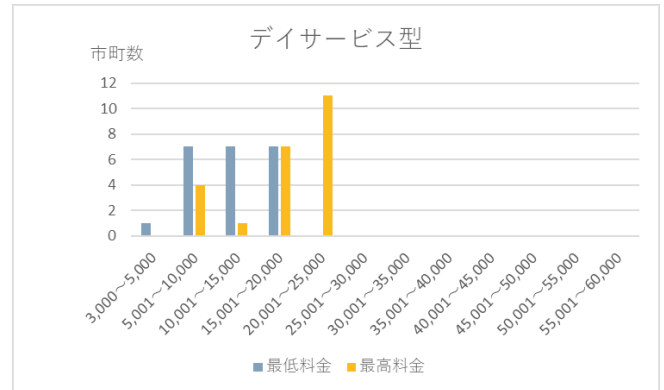
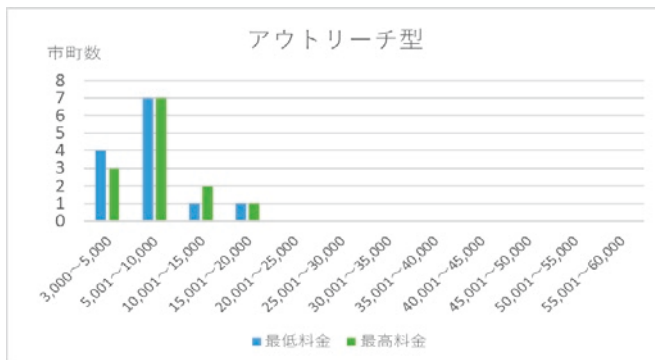


図 3



【結果】

① 宿泊型

委託料を画一価格としている市町は 2 市町であった。

最低料金では最も低い委託料は 14,260 円、最も高い委託料は 50,000 円であった。差額は 35,740 円、平均額は 30,557 円であった。

最高料金では最も低い委託料は 14,260 円、最も高い委託料は 60,000 円であった。差額は 45,740 円、平均額は 43,810 円であった。

最低料金 14,260 円と最高料金 60,000 円では 45,740 円の差があった。

各市町の料金設定について最低料金では、20,001 円から 30,000 円の間を設定している市町が 13 市町 (54%)、最高料金では 45,001 円から 55,000 円の間で料金設定している市町が 13 市町 (52%) であった。

② デイサービス型

画一価格としている市町は 3 市町であった。

最低料金では最も低い委託料は 3,000 円、最も高い委託料は 20,000 円であった。差額は 17,000 円、平均額は 12,933 円であった。

最高料金では最も低い委託料は 7,135 円、最も高い委託料は 25,000 円であった。差額は 17,865 円、平均額は 18,441 円であった。

最低料金 3,000 円と最高料金 25,000 円では 22,000 円の差があった。

各市町の料金設定については、最低料金では、5,001 円から 20,000 円の間を設定している市町が 21 市町 (95%)、最高料金では 15,001 円から 25,000 円の間で料金設定している市町が 18 市町 (78%) であった。

### ③アウトリーチ型

画一価格としている市町は 9 市町であった。

最低料金では最も低い委託料は 3,573 円、最も高い委託料は 20,000 円で、いずれも画一価格であった。差額は 16,427 円、平均額は 7,933 円であった。

最高料金では最も低い委託料は 3,573 円、最も高い委託料は 20,000 円で、いずれも画一価格であった。差額は 16,427 円、平均額は 8,740 円であった。

最低料金 3,573 円と最高料金 20,000 円では 16,427 円の差があった。

各市町の料金設定については、最低料金では、3,000 円から 10,000 円の間を設定している市町が 11 市町 (85%)、最高料金も 3,000 円から 10,000 円の間は 10 市町 (77%) であった。

このことから、類型別産後ケア事業の委託料単価では宿泊型とデイサービス型においては、画一価格としている市町は少なく、市町間の差異があった。

アウトリーチ型は実施市町が約半数であり、画一価格としている市町が多かったが、市町間の差異があった。

委託料単価で差額が最も大きい類型は宿泊型で差額は 45,740 円であった。

なお、今回の調査では、各市町の契約先別の委託料については調査していない為、同一施設における委託料の差異の有無や、病院やクリニック等の施設規模別の委託料金の違いについては不明である。

【仮説4】

市町を超えて産後ケア事業を契約する場合、契約等の事務に困難を感じている市町が多いのではないか。

【読み取りデータ】

表1 市町を超えて産後ケア事業を利用する仕組みの構築（※）状況（質問15-（1））

	宿泊型		デイサービス型		アウトリーチ型	
1. 構築している	17	68%	15	65%	9	64%
2. 構築していない	8	32%	8	35%	5	36%
計	25	100%	23	100%	14	100%

※令和5年度から開始した1市町が含まれている

表2 「構築している」と回答した市町の、契約先の状況（質問15-（2））

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 県内の一部	16	14	7
2. 県内すべて	1	1	2
3. 県外	0	0	0

表3 「構築している」と回答した市町における、今後の産後ケア事業所を増やす予定の有無（質問15-（4））

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. はい	14	12	7
2. いいえ	3	3	2

表4 「構築している」と回答した市町における、市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの構築方法（質問15-（3））

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 貴市町単独で、当該事業所（助産師会等を含む）と委託等の契約を行っている	17	15	9
2. 複数の市町村間で連携し、当該事業所（助産師会等を含む）との契約内容等の統一化や、委託等の契約（集合契約など）を行っている	0	0	0
3. その他	0	0	0



表5 「構築していない」と回答した市町における、市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みを構築していない理由（質問 15-(5)）

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 貴市町単独で十分な提供体制を確保できており、必要性がないため	0	0	1
2. 必要性はあるが、広域連携の実施に向けた調整等の困難があるため	7	7	3
3. その他	1	1	1

表6 「構築している」もしくは（5）で「必要性はあるが困難である」と回答した市町における、市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの構築過程における困難事項（質問 15-(6)）（複数回答可）

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 委託費用・利用料などの調整	13	12	7
2. 契約等の事務手続き	15	15	6
3. 中心となる市町・都道府県がない	9	9	4
4. 報告の様式等の統一化	6	6	4
5. 特になし	3	3	2
6. その他	1	0	1

表7 産後ケア事業の実施上の課題（質問 18）（複数回答可）

	回答市町数	%
1. 対象期間の拡大	10	40%
2. 施設安全基準の整備	8	32%
3. 事業対象者の範囲の明確化	8	32%
4. 財源の確保	8	32%
5. 委託先の確保	20	80%
6. 委託業者との契約事務の対応	10	40%
7. 利用者自己負担減額への対応	13	52%
8. 多胎児の場合の加算の検討	6	24%
9. 医療機関との連携	4	16%
10. 福祉など、周辺の政策領域との連携	1	4%
11. 事業類型の拡大	2	8%
12. 妊娠により精神的に不安定になった方への対応	12	48%
13. 精神疾患を有する場合の受け入れ先の確保	12	48%
14. 利用ニーズが高いにもかかわらず、利用に至らないケースへの対応	9	36%
15. 産後ケア事業利用後のフォロー体制の整備	10	40%
16. 里帰り先の市町村との連携	12	48%
17. 産後ケア事業の実施状況の分析	7	28%
18. その他	2	8%

## 【結果】

産後ケア事業を実施している市町のうち、市町を超えて利用できる仕組みを構築している市町は、宿泊型 17 市町（68%）、デイサービス型 15 市町（65%）、アウトリーチ型 9 市町（64%）であり、約 6 割の市町が、市町を超えた仕組みを構築している。また、全ての市町が単独で受託事業所との契約を行っていることがわかった。

一方で、仕組みを構築していないと回答した市町の理由としては、「広域連携の実施に向けた調整等の困難がある」が最も多く、広域連携における調整が困難であり、仕組みを構築できていないことがわかる結果となった。

また、市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの構築過程における困難事項は、「契約等の事務手続き」が多くを占めており、広域連携に関することや契約に関する事項での困難を抱える市町が多いことが今回の調査から見てきた。

産後ケアを実施するにあたっての課題としては、「委託先の確保」が 20 市町（80.0%）と最も多く、多くの市町において、委託先の確保に苦慮していることもわかった。

このことから、広域連携の調整が困難であるために市町を超えた仕組みを構築できていない市町があること、市町を超えて産後ケアを実施する際の課題としては「契約等の事務手続き」に困難を抱えている市町が多いことがわかる結果となった。

【仮説5】

市町が複数の受託事業所と契約を結んでいることで、市町の事務負担になっているのではないか。

【読み取りデータ】

表1 市町の類型別契約施設数(質問6)

契約施設数 (施設)	市町数(類型別)		
	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1	1	0	4
2	1	3	2
3	2	3	4
4	2	1	0
5	5	4	0
6	2	1	1
7	5	4	1
8	3	4	0
9	1	0	0
10	0	1	0
11	0	0	0
12	3	1	0
13	0	0	0
14	0	1	0
15	0	0	0
計	25	23	12
平均契約数※	6.3	6.1	2.5

※平均契約数＝全市町の類型別契約施設数の合計/事業実施市町数  
 ・宿泊型は全市町が実施。デイサービス型は23市町が実施。  
 アウトリーチ型は13市町が実施だが、1市町は契約実績なし。  
 ・市町における最小契約施設数は2施設。

表2 委託先の所在地(質問6)

契約先	市町数
市内の施設にのみ委託	1
市外の施設にのみ委託	12
市内及び市外の施設に委託	12
県外の施設に委託(再計)	2

・全ての市町が施設との契約を行っている。

表3 市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの構築過程において困難であった事(質問15(6))

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型	計
1. 委託費用・利用料などの調整	13	12	7	32
2. 契約等の事務手続き	15	15	6	36
3. 中心となる市町・都道府県がない	9	9	4	22
4. 報告の様式等の統一化	6	6	4	16
5. 特になし	3	3	2	8
6. その他	1	0	1	2

表4 産後ケア事業実施上の課題(複数回答)(質問18)

	回答市町数
1. 対象期間の拡大	10
2. 施設安全基準の整備	8
3. 事業対象者の範囲の明確化	8
4. 財源の確保	8
5. 委託先の確保	20
6. 委託業者との契約事務の対応	10
7. 利用者自己負担減額への対応	13
8. 多胎児の場合の加算の検討	6
9. 医療機関との連携	4
10. 福祉など、周辺の政策領域との連携	1
11. 事業類型の拡大	2
12. 妊娠により精神的に不安定になった方への対応	12
13. 精神疾患を有する場合の受け入れ先の確保	12
14. 利用ニーズが高いにもかかわらず、利用に至らないケースへの対応	9
15. 産後ケア事業利用後のフォロー体制の整備	10
16. 里帰り先の市町村との連携	12
17. 産後ケア事業の実施状況の分析	7
18. その他	2

表5 産後ケア事業に関する、国・県に支援して欲しい事(複数回答)(質問19)

	回答市町数	
	国	県
1. ガイドライン・マニュアル等による安全性とケアの質を担保するための基準の制定	19	11
2. 好事例・先進事例の共有	8	6
3. 事業実施に関するアドバイス・アドバイザー派遣	2	3
4. 事例検討会や勉強会・研修会の開催	2	9
5. 産後ケア事業の意向調査	3	7
6. 委託等の契約(集合契約等)事務の支援	7	24
7. 市町村や委託事業者の事業の実施を支援するための書式や連携フローの策定	4	15
8. 産後ケア受託事業者との情報連携のための書式や連携フローの策定	1	12
9. 分娩・健診を行う医療機関との情報連携のための書式や連携フローの策定	2	11
10. 利用者の自己負担額を軽減するための金銭的補助	13	13
11. その他の金銭的補助	4	4
12. その他	4	4

表6 委託先からの意見(複数回答)(質問20)

	回答市町数
1. 委託料が少ない	4
2. 施設改修や設備費用が高い	1
3. その他の経営面での課題がある	6
4. 人手確保が難しい・人手が不足している	16
5. 助産師以外の専門職の確保ができない	5
6. その他人材確保面での課題がある	6
7. 自治体ごとに契約書式が異なるため、事務負担がある	6
8. 自治体ごとに報告書式が異なるため、事務負担がある	8
9. 自治体ごとに対象者要件が異なるため、事務負担や混乱が生じている。	10
10. 医療機関との連携がとれない	1
11. 他の受託事業者との連携がとれない	1
12. その他他機関との連携上で課題がある	1
13. 気になっている産婦のフォローができてよかった	9
14. 自身のスキルを活かす場となった	0
15. 助産師のプレゼンス向上につながった	0
16. その他	6

### 【結果】

産後ケア事業における契約施設については、全ての市町が複数の施設と契約を行っていた。類型別の契約数は、全ての市町が実施している宿泊型は、1市町当たりの平均契約数は6.3施設で、契約数が最も多い市町は12施設であった。23市町が実施しているデイサービス型では、平均契約数が6.1施設で、契約数が最も多い市町は14施設であった。12市町が実施しているアウトリーチ型の平均契約数は2.5施設であった。

委託先の施設所在地については、24市町が自市町外の施設との契約を行っていた。

ほとんどの市町が自市町を超えて契約を行っている状況の中で、市町を超えて利用できる仕組みの構築過程で困難であった事項は、「契約等の事務手続き」が最も多く、次いで「委託費用・利用料などの調整」となり、いずれも契約事務に係る内容となっている。

また、産後ケア事業を実施する上での課題については、「委託業者との契約事務の対応」を10市町(県内市町の40%)が選択し、「産後ケア事業に関する、国・県に支援して欲しい事」では、24市町(県内市町の96%)が「委託等の契約(集合契約等)事務の支援」を選択している。

なお、委託先側の産後ケア事業における事務負担においても「自治体ごとに対象者要件が異なるため、事務負担や混乱が生じている」を10市町が選択し、「自治体ごとに報告書式が異なるため、事務負担がある」を8市町が、「自治体ごとに契約書式が異なるため、事務負担がある」を6市町が選択している。これらを選択した市町は14市町で、県内市町の半数を超える状況であった。

この質問は、直接、受託事業所に調査を行ったものではないが、市町が委託先からの意見として回答しているため、自治体によって契約書や報告書、対象者要件が異なることが受託事業所の事務負担の要因の1つとなっていると考えられる。

このことから、全ての市町が複数の受託事業所と契約を結んでおり、契約事務について40%の市町が何らかの課題を感じており、96%の市町が集合契約を含む委託等の契約事務について県の支援を希望しているという結果であった。

### Ⅲ. 考察・まとめ

今回の調査は、栃木県内の市町において実施されている産後ケア事業について、どのような課題が生じているか実態を明らかにし、栃木県内市町の産後ケア事業における共通課題を明確にすることを目的として実施し、県内全市町（25 市町）より回答を得た（回答率 100%）。

#### 【仮説 1】

市町における対象者要件や社会資源の量の違いから、利用状況に差が生じているのではないか。

#### 【結果】

宿泊型は全市町、デイサービス型は 23 市町、アウトリーチ型は 13 市町で実施されている。対象者要件や社会資源の量の違いによる利用率の差について確認した結果、宿泊型とデイサービス型については、対象者要件や社会資源の差で産後ケア事業の利用状況に差はない。

また、産後ケア事業の対象者要件（利用条件、判断方法）は、市町によって異なり、県内で統一されていない。

すべての種類の利用率について、市町ごとに差があるが、今回の調査ではその差の理由は不明である。今後、利用率の差についての理由を検証していく必要があると思われる。

#### 【仮説 2】

市町が支援のニーズが高いと判断する人が、産後ケア事業の活用に至らない場合があるのではないか。

#### 【結果】

約 6 割の市町において、支援ニーズが高いと判断される人が産後ケア事業を利用できない場合がある。利用に至らない最も多い理由は「対象者からの希望がない」が最も多く、次いで「委託先の空きがない」である。

対象者から希望がない場合の利用の必要性の説明の仕方や、利用を促進する方法についても工夫する必要があると考える。

#### 【仮説 3】

産後ケア事業の委託料の単価について、市町の間で差異が生じているのではないか。

#### 【結果】

類型別産後ケア事業の委託料単価では、画一価格としている市町は少なく、市町間で差異がある。委託料単価で差額が最も大きい類型は宿泊型であり、差額 45,740 円であ

る。

なお、今回の調査では、各市町の契約先別の委託料については調査していない為、同一施設における委託料の差異の有無や、施設規模別の委託料金の違いについては不明である。今後、各市町の契約先別の委託料の調査も必要と考える。

#### 【仮説4】

市町を超えて産後ケア事業を契約する場合、契約等の事務に困難を感じている市町が多いのではないか。

#### 【結果】

約6割の市町が、市町を超えた産後ケア事業の仕組みを構築している。一方で、広域連携の調整が困難であるために、市町を超えた仕組みを構築できていない市町がある。

市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの構築過程において、「契約等の事務手続き」に困難を抱えている市町が多い。

#### 【仮説5】

市町が複数の受託事業所と契約を結んでいることで、市町の事務負担になっているのではないか。

#### 【結果】

すべての市町が複数の受託事業所と契約を結んでおり、契約事務において約4割の市町が何らかの課題を感じている。全25市町中、24市町が集合契約を含む委託等の契約事務について県の支援を希望している。

以上の5つの項目（仮説）の検証の結果から、県内市町の産後ケア事業について、以下の共通課題が明らかになった。

- 市町の産後ケア事業の利用率には差があり、対象者要件（利用条件、判断方法）も異なり、県内で統一されていない。
- 産後ケア事業の利用が必要であると考えられるハイリスクケースについて、本人からの希望がない場合や委託先の空きがない場合も想定して、産後ケア事業以外の支援方法も含めた支援体制の構築が必要である。
- 委託料単価を画一価格としている市町は少なく、市町間で差異があるため、広域連携の実施に向けた調整、契約事務に困難さを生じている。
- 市町単独で複数の受託事業所との契約を締結する必要があり、契約事務等に困難を抱える市町が多く、9割超の市町が集合契約を含む委託等の契約について県の広域支援を希望している。
- 市町の産後ケア事業実施上の課題は、委託先の確保、利用者自己負担額への対応、妊娠により精神的に不安定になった方への対応や精神疾患を有する場合の受け入れ先



の確保、里帰り先の市町村との連携、委託先の人手不足など様々であり、市町単独では対応が困難な現状にあることから、ガイドラインやマニュアルの基準の策定、好事例・先進事例の共有、事業実施や情報連携するための書式や連携フローの策定等への県の支援を希望している。

#### 【まとめ】

産後ケア事業については、子ども家庭庁において令和6年度中のガイドラインの改定が予定されている。改定（案）には、都道府県の役割として、実施主体である市町村を広域支援（「管内市町村を取りまとめて委託契約を調整」「委託先と市町村間との報告様式の統一化による事務負担等の軽減」等）することや、産後のメンタルヘルス対策に関する母子保健事業実施機関の地域ネットワークの構築など産後ケア事業のさらなる体制整備が求められている。

今回の調査は、令和4年度の実績及び調査時点（令和5年度）状況をベースにした栃木県内市町の調査であるが、調査以降も各市町において創意工夫しつつ、産後ケア事業の内容の見直しや充実化が図られている。しかし、市町間の実施状況には差が生じている現状にある。

仮説検証を行う過程で、市町単独では対応が困難な様々な課題があることが明らかになった。県に望む支援として、委託契約の広域調整のほか、ガイドラインやマニュアル等の基準の制定など複数の内容があげられた。また、事後フォローやメンタルヘルスの課題を有する事例の支援など、市町単独では解決することが困難な事項も多いことから、県内全ての市町で、産後ケアを必要とする全ての産婦と乳児が安心して過ごせる地域を目指し、各市町の取り組みに加え、県における広域的、専門的、調整的支援等も受けながら産後ケア事業の体制整備を進めていくことが望まれる。

#### IV. 謝辞

この度は、お忙しい中、本調査研究の実施にあたり、アドバイザーとして終始、細部にわたり丁寧にご指導くださいました国際医療福祉大学保健医療学部看護学科長 家入香代先生に深く感謝申し上げます。また、業務多忙の中、各市町の産後ケア事業担当の皆様におかれましては、アンケートに快くご協力くださいます、ありがとうございました。

本調査の結果が、県内市町の今後の産後ケア事業充実の為の一助となれば幸いです。

## V. 資料

### 1. アンケート調査結果集計データ

質問2. 産後ケア事業担当部署・連絡先

<R6年4月>

	市町名	担当部署（課・係名）	連絡先
1	宇都宮市	子ども支援課 すこやか親子グループ	028-632-2388
2	足利市	こども相談課 母子保健担当	0284-22-4513
3	栃木市	こども家庭センター おやはぐくみ係	0282-25-3505
4	佐野市	こども政策課 こども健康係	0283-85-7317
5	鹿沼市	健康課 母子健康係	0289-63-2819
6	小山市	子育て家庭支援課 母子健康係	0285-22-9527
7	真岡市	こども家庭課 母子健康係	0285-83-8121
8	大田原市	子ども幸福課 母子健康係	0287-23-8634
9	矢板市	健康福祉部 子ども課	0287-44-3600
10	那須塩原市	子育て相談課 母子保健担当	0287-38-1356
11	さくら市	さくら市こども家庭センター	028-616-3732
12	那須烏山市	こども課 支援政策グループ	0287-88-7116
13	下野市	こども家庭センター すこやか親子グループ	0285-32-8921
14	日光市	健康課 保健指導班	0288-21-2756
15	上三川町	子ども家庭課 母子健康係	0285-56-9132
16	益子町	福祉子育て課 健康づくり係	0285-70-1121
17	茂木町	保健福祉課 健康係	0285-63-2555
18	市貝町	町民暮らし課 健康づくり係	0285-68-1133
19	芳賀町	子育て支援課 母子保健係	028-677-6040
20	壬生町	こども未来課 母子保健係	0282-81-1887
21	野木町	健康福祉課 健康増進係	0280-57-4171
22	塩谷町	健康生活課 母子保健担当	0287-45-1119
23	高根沢町	健康福祉課 健康づくり係	028-675-4559
24	那須町	こども未来課 母子健康係	0287-71-1137
25	那珂川町	子育て支援課	0287-92-4085

質問4 貴市町における産科医療機関・助産所の数とそのうちの分娩取り扱い施設数をお答えください。

該当がない場合は、「0」とご記載ください。(R5.3月末時点)

市町	産科医療機関数	分娩取り扱い施設数	割合	助産所数	分娩取り扱い施設数	割合
宇都宮市	13	9	69.2%	21	0	0.0%
足利市	5	4	80.0%	2	0	0.0%
栃木市	1	1	100.0%	2	0	0.0%
佐野市	3	3	100.0%	1	0	0.0%
鹿沼市	4	2	50.0%	1	1	100.0%
小山市	4	1	25.0%	5	0	0.0%
真岡市	3	2	66.7%	0	0	0.0%
大田原市	1	1	100.0%	1	1	100.0%
矢板市	0	0	0.0%	0	0	0.0%
那須塩原市	5	2	40.0%	2	2	100.0%
さくら市	1	1	100.0%	0	0	0.0%
那須烏山市	0	0	0.0%	0	0	0.0%
下野市	3	2	66.7%	1	0	0.0%
日光市	1	1	100.0%	0	0	0.0%
上三川町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
益子町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
茂木町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
市貝町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
芳賀町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
壬生町	2	2	100.0%	1	0	0.0%
野木町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
塩谷町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
高根沢町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
那須町	0	0	0.0%	0	0	0.0%
那珂川町	0	0	0.0%	0	0	0.0%

産科医療機関数、助産所数、分娩取り扱い数（全国調査区分による集計）

産科医療機関	産科医療機関数	分娩取り扱い産科数	助産所数	助産所数	分娩取り扱い助産所
0か所	12	12	0か所	15	22
3箇所未満	5	10	5箇所未満	8	3
3～5箇所未満	5	2	5～10箇所未満	1	0
5～10箇所未満	2	1	10～15箇所未満	0	0
10箇所以上	1	0	15箇所以上	1	0

質問6 産後ケア事業の実施にあたって、各類型の委託先の数をお答えください。  
該当がない場合は「0」とご記載ください。

【産科医療機関委託先数（全国調査区分）】

※未実施市町を除く

	宿泊型			デイサービス型			アウトリーチ型		
	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外
0件	14	2	24	13	2	22	11	12	13
1件	5	2	1	4	2	1	1	0	0
2件	3	4	0	4	3	0	1	0	0
3件	1	2	0	1	6	0	0	1	0
4件	1	6	0	0	5	0	0	0	0
5件	0	4	0	0	2	0	0	0	0
6件以上	1	5	0	1	3	0	0	0	0

【助産所医療機関委託先数（全国調査区分）】

※未実施市町を除く

	宿泊型			デイサービス型			アウトリーチ型		
	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外
0件	20	10	25	17	9	22	9	6	13
1件	4	9	0	4	7	1	2	2	0
2件	1	3	0	2	3	0	2	2	0
3件	0	2	0	0	2	0	0	3	0
4件	0	1	0	0	2	0	0	0	0
5件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【小児科医療機関委託先数（全国調査区分）】

※未実施市町を除く

	宿泊型			デイサービス型			アウトリーチ型		
	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外
0件	25	24	25	22	22	23	13	13	13
1件	0	1	0	1	0	0	0	0	0
2件	0	0	0	0	1	0	0	0	0
3件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【助産師会委託先数（全国調査区分）】

※未実施市町を除く

	宿泊型			デイサービス型			アウトリーチ型		
	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外
0件	25	25	25	23	23	23	12	11	13
1件	0	0	0	0	0	0	1	2	0
2件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【その他委託先数（全国調査区分）】

※未実施市町を除く

	宿泊型			デイサービス型			アウトリーチ型		
	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外	市内	市外（県内）	県外
0件	24	22	25	23	21	23	12	12	13
1件	0	3	0	0	2	0	0	1	0
2件	0	0	0	0	0	0	1	0	0
3件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

質問8 各類型の利用人数（実人数）について、子どもの月齢別の人数をお答えください。

(1) 月齢4か月未満（全国調査区分）

※未実施市町を除く

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
0人	1	2	5
10人未満	15	15	4
10～20人未満	3	1	1
20～50人未満	4	4	2
50人以上	2	1	1

(2) 月齢4か月以上1年未満（全国調査区分）

※未実施市町を除く

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
0人	21	19	10
10人未満	4	4	2
10～20人未満	0	0	0
20～50人未満	0	0	1
50人以上	0	0	0

質問9 事業対象者の要件として何を設定していますか。利用上の必須要件と任意要件について、それぞれお答えください。（複数回答可）  
 なお、必須要件とは当該要件を満たしていない限り産後ケアを利用できない要件を、任意要件とは産後ケア事業の利用決定にあたって考慮する要件を指します。

調査時点の事業対象者の要件（複数回答）

	必須要件	任意要件
1. 貴市町内に住所がある	25	0
2. 月齢4か月未満	15	3
3. 月齢4か月以上1年未満	12	4
4. 心身の不調がある	8	16
5. 育児不安がある	7	17
6. 支援者がいない	10	14
7. その他	7	2

質問10 (1) 事業対象者の要件に合致しているかの判断方法について、お答えください。  
 （どれか一つに○）

	該当あり市町数	該当なし市町数
1. 本人からの利用の希望があれば要件に該当するとして基本的には利用を認める	7	18
2. 本人からの利用の希望に加え市町において総合的に要件に該当するかを個別判断し、利用の可否を決定する	18	7

- (2) (1) で「2. 本人からの利用の希望に加え市町において総合的に要件に該当するかを個別判断し利用の可否を決定する」を選択した場合の判断方法について、お答えください。  
(複数回答可)

	該当あり市町数
1. 育児支援チェックリスト	11
2. エジンバラ産後うつ病質問票	15
3. 赤ちゃんへの気持ち質問票	13
4. 市町独自の対象者判定シート	4
5. 担当者間のカンファレンス	15
6. その他	4

- 質問11 (1) 産後ケア事業の利用を希望する方に対して断ったことがありますか。  
(どちらか一つに○)

	回答市町数
1. ある	6
2. ない	19

- (2) (1) で「1. ある」と回答した場合、理由についてお答えください。(複数回答可)

	回答市町数
1. 支援者（家族等）がいるため	1
2. 休息や預かりだけを目的としていたため	3
3. 希望日時に受け入れ施設が満床であったため	2
4. 対象月齢を越えていたため	1
5. 他の既存サービスで対応できたため	2
6. その他	0

- (3) (1) で「1. ある」と回答した場合、利用を断った人に対するその後のフォローについてお答えください。(複数回答可)

	回答市町数
1. 他の既存サービスの紹介	5
2. 家族間の支援調整	1
3. フォローを行っていない	1
4. その他	0

質問13 委託料の単価設定金額

(2) 補助限度額の設定の有無（どちらか1つ）

	回答市町数
1. ある	5
2. ない	20

(3) (2) で「1. ある」場合の上限額

	宿泊型（1泊2日）	ディサービス型（1日）	アウトリーチ型（1回）
宇都宮市	30,000円	7時間未満10,000 7時間以上20,000	7,500円
佐野市	24,000円	8,000円	4,800円
鹿沼市	24,000円	8,000円	0円
上三川町	15,000円×利用人数	5,000円×利用人数	2,500円×利用人数
壬生町	30,000円	10,000円	5,000円

(4) 産後ケア事業各類型の自己負担額

【宿泊型（1泊2日）】

	実施市町	一般	非課税世帯	生保世帯
宇都宮市	○	6,000円～26,000円	0円～20,000円	0円～20,000円
足利市	○	6,110円	0円	0円
栃木市	○	0円	0円	0円
佐野市	○	5,000円～16,000円	0円～10,000円	0円～10,000円
鹿沼市	○	2,250円～	0円	0円
小山市	○	0円	0円	0円
真岡市	○	2割負担	0円	0円
大田原市	○	所得によって2割または5割	1割	0円
矢板市	○	設定料金の20%、50% (減免額5,000円有り)	設定料金の10% (減免額7,500円有り)	0円
那須塩原市	○	委託料の2割	委託料の1割	0円
さくら市	○	利用料の15%	0円	0円
那須烏山市	○	利用額の2割	利用額の1割	0円
下野市	○	0円	0円	0円
日光市	○	2割	2割	0円
上三川町	○	基準上限額(利用人数× 15,000円)のうち2割。 基準上限額を超えた部分 は自己負担。	基準上限額(利用人数× 15,000円)まで無料。 基準上限額を超えた部分 は自己負担。	0円
益子町	○	2割	1割	0円
茂木町	○	4,000円～5,000円	0円	0円
市貝町	○	利用料金の2割	利用料金の1割	0円
芳賀町	○	1割	0円	0円
壬生町	○	2割	1割	0円
野木町	○	5,000円	0円	0円
塩谷町	○	6,000円	3,000円	600円
高根沢町	○	2割	1割	0.2割
那須町	○	委託料の2割	委託料の1割	0円
那珂川町	○	2割	1割	0円



【ディサービス型（1日）】

	実施市町	一般	非課税世帯	生保世帯
宇都宮市	○	2,000円～9,000円	0円～7,000円	0円～7,000円
足利市	○	3,050円	0円	0円
栃木市	○	0円	0円	0円
佐野市	○	2,000円～17,000円	0円～15,000円	0円～15,000円
鹿沼市	○	0円～	0円	0円
小山市	○	0円	0円	0円
真岡市	○	2割負担	0円	0円
大田原市	○	所得によって2割または5割	1割	0円
矢板市	○	設定料金の20%、50% (減免額5,000円有り)	設定料金の10% (減免額 7,500円有り)	0円
那須塩原市	○	委託料の2割	委託料の1割	0円
さくら市	○	利用料の15%	0円	0円
那須烏山市	○	利用額の2割	利用額の1割	0円
下野市	○	0円	0円	0円
日光市		-	-	-
上三川町	○	基準上限額(利用人数× 5,000円)のうち2割。 基準上限額を超えた部分 は自己負担。	基準上限額(利用人数× 5,000円)まで無料。 基準上限額を超えた部分 は自己負担。	0円
益子町		-	-	-
茂木町	○	1,200～2,000円	0円	0円
市貝町	○	利用料金の2割	利用料金の1割	0円
芳賀町	○	1割	0円	0円
壬生町	○	2割	1割	0円
野木町	○	2,600円	0円	0円
塩谷町	○	2,000円	1,000円	200円
高根沢町	○	2割	1割	0.2割
那須町	○	委託料の2割	委託料の1割	0円
那珂川町	○	2割	1割	0円

【アウトリーチ型（1回）】

	実施市町	一般	非課税世帯	生保世帯
宇都宮市	○	1,500円	0円	0円
足利市	○	1,520円	0円	0円
栃木市	○	0円	0円	0円
佐野市	○	1,200円	0円	0円
鹿沼市		-	-	-
小山市	○	0円	0円	0円
真岡市		-	-	-
大田原市		-	-	-
矢板市		-	-	-
那須塩原市		-	-	-
さくら市	○	利用料の15%	0円	0円
那須烏山市		-	-	-
下野市	○		0円	0円
日光市		-	-	-
上三川町	○	基準上限額(利用人数×2,500円)のうち2割。 基準上限額を超えた部分は自己負担。	基準上限額(利用人数×2,500円)まで無料。 基準上限額を超えた部分は自己負担。	0円
益子町		-	-	-
茂木町	○	委託料の1割程度	0円	0円
市貝町	○	利用料金の2割	利用料金の1割	0円
芳賀町	○	1割	0円	0円
壬生町	○	2割	1割	0円
野木町		-	-	-
塩谷町		-	-	-
高根沢町	○	2割	1割	0.2割
那須町	○	委託料の2割	委託料の1割	0円
那珂川町		-	-	-

質問14 他市町に住民票がある方が里帰りした場合の産後ケア事業利用について

(1) 受け入れ市町の状況

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 住民と同じ条件で受け入れている	0	0	0
2. 受け入れているが、金額が異なる	0	0	0
3. 受け入っていない	20	19	10
4. その他	4	4	2

質問16 産後ケア利用後にフォローが必要な者に対する委託事業者から連携方法（複数回答）

(1) 連携方法について

	回答市町数
1. 報告書を提出してもらっている	25
2. 定期的に連絡会を行っている	2
3. 緊急性のある場合は、電話での報告をもらっている	22
4. 特に連携を受けていない	0
5. その他	1

(2) 委託事業者からの連携を受けた後の対応について（複数回答）

	回答市町数
1. 電話連絡を行っている	25
2. 家庭訪問を行っている	23
3. 心理的ケアの専門職等につないでいる	11
4. 他の事業の利用につないでいる	21
5. 特に対応していない	0
6. その他	3

質問17 産後ケア事業の事業評価

(1) 設定の有無（どちらか1つ）

	回答市町数
1. 設定している	15
2. 設定していない	10

(2) (1)で「1. 設定している」とした場合の評価指標について（複数回答）

	回答市町数
1. 委託事業者数	9
2. 実施施設数	8
3. 事業の認知度	0
4. 利用者数	14
5. 利用率	4
6. 要支援対象者数	2
7. 要支援対象者の事業利用率	2
8. 利用者満足度	12
9. その他	2

## V. 資料

### 2. アンケート調査票

#### 栃木県市町保健師業務研究会 県内市町における産後ケア事業の実態調査

この調査は、栃木県内市町を対象に産後ケア事業における受託医療機関等との契約事務や対象者基準等について調査を行い、実施状況をまとめることで、栃木県内市町の産後ケア事業における共通課題を明確にすることを目的に実施することといたしました。

つきましては、各市町の産後ケア事業を担当する代表者1名がご回答ください。回答箇所は太枠線部分となります。なお、回答いただいた時点で、公表することに同意いただいたものとみなすことを、御承知おきください。

本調査については設問ごとの集計や市町の一覧表を作成し、調査結果を報告させていただきます。

回答は、E-mailにて栃木県市町保健師業務研究会 事務局 ([hokenjigyo-2@tcgkokuho.or.jp](mailto:hokenjigyo-2@tcgkokuho.or.jp))宛てにご提出ください。

※ 回答は指定がある場合を除き、「**I. 基本事項**」質問1～8については令和4年度の実績で、「**II. 対象者要件**」～「**IV. その他**」(質問9～20)は現時点についてご回答ください。

※ 数字の記入にあたっては、半角数字での入力をお願いいたします。

ご不明点等がありましたら、下記の栃木県市町保健師業務研究会事務局までご連絡ください。

【本調査にかかる問い合わせ先】

栃木県市町保健師業務研究会 事務局 栃木県国民健康保険団体連合会 保健事業課 保健事業担当 手島・根岸  
TEL : 028-622-7248 / E-mail : [hokenjigyo-2@tcgkokuho.or.jp](mailto:hokenjigyo-2@tcgkokuho.or.jp)

#### I. 基本事項

質問1 所属する市町名をお答えください。

--

質問2 産後ケア事業を担当している部署名及び連絡先をお答えください。(R6年3月時点)

担当部署名(課名及び係等名)	
連絡先(TEL)	

※令和6年4月以降に担当部署等の変更がある場合は、変更後の担当部署をお答えください。

↳	担当部署名(課名及び係等名)	
	連絡先(TEL)	

質問3 年間出生数をお答えください。

※令和5年3月末日時点のものをお答えください

--

人

質問4 貴市町内における産科医療機関・助産所の数とそのうちの分娩取扱い施設数をお答えください。

該当がない場合は、「0」とご記載ください。

※令和5年3月末日時点のものをお答えください

産科医療機関の数	
内、分娩取扱い施設数	
助産所の数	
内、分娩取扱い施設数	

質問5 (1) 貴市町での、産後ケア事業の実施の有無についてお答えください。

宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型

(2) 「2. 実施していない」と回答した場合、理由についてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 自治体の人手が足りないため			
2. 委託先が見つからないため			
3. 財源が確保できないため			
4. 類似サービス・事業があるため			
5. ニーズがないため			
6. 事業実施に足るほどの利用者数が見込めないため			
7. その他			

↓「7. その他」を選択した場合は理由をご記載ください。

--

質問6 産後ケア事業の実施にあたって、各類型の委託先の数をお答えください。該当がない場合は「0」とご記載ください。

	宿泊型			デイサービス型			アウトリーチ型		
	市内	市外(県内)	県外	市内	市外(県内)	県外	市内	市外(県内)	県外
1. 産科医療機関									
2. 助産所									
3. 小児科医療機関									
4. 助産師会									
5. その他									

↓「5. その他」を選択した場合は委託先をご記載ください。

--

質問7 各類型の利用(実・延べ)人数・申込者数についてお答えください。

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
実利用人数			
延べ利用人数(宿泊型の場合の記入例: 1泊2日なら2日、3泊4日なら4日…とします)			
申込者数			

質問8 各類型の利用人数(実人数)について、子どもの月齢別の人数をお答えください。

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
月齢4か月未満			
月齢4か月以上1年未満			
把握していない			

## II. 対象者要件

質問9 事業対象者の要件として何を設定していますか。利用上の必須要件と任意要件について、それぞれお答えください。（当てはまるもの全てに○）

なお、必須要件とは当該要件を満たしていない限り産後ケアを利用できない要件を、任意要件とは産後ケア事業の利用決定にあたって考慮する要件を指します。

	必須要件	任意要件
1. 貴市町内に住所がある		
2. 月齢4か月未満		
3. 月齢4か月以上1年未満		
4. 心身の不調がある		
5. 育児不安がある		
6. 支援者がいない		
7. その他		

↓「7. その他」を選択した場合は要件をご記載ください。

--

質問10 (1) 事業対象者の要件に合致しているかの判断方法について、お答えください。（どれか一つに○）

1. 本人からの利用の希望があれば要件に該当するとして基本的には利用を認める	
2. 本人からの利用の希望に加え市町において総合的に要件に該当するかを個別判断し、利用の可否を決定する	

(2) (1)で「2. 本人からの利用の希望に加え市町において総合的に要件に該当するかを個別判断し、利用の可否を決定する」を選択した場合の判断方法について、お答えください。（当てはまるもの全てに○）

1. 育児支援チェックリスト	
2. エジンバラ産後うつ病質問票	
3. 赤ちゃんへの気持ち質問票	
4. 市町独自の対象者判定シート	
5. 担当者間のカンファレンス	
6. その他	

↓「6. その他」を選択した場合は判断方法をご記載ください。

--

質問11 (1) 産後ケア事業の利用を希望する方に対して断ったことがありますか。（どちらか一つに○）

1. ある	
2. ない	

(2) (1)で「1. ある」と回答した場合、理由についてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 支援者(家族等)がいるため	
2. 休息や預かりだけを目的としていたため	
3. 希望日時に受け入れ施設が満床であったため	
4. 対象月齢を越えていたため	
5. 他の既存サービスで対応できたため	
6. その他	

↓「6. その他」を選択した場合は理由をご記載ください

(3) (1)で「1. ある」と回答した場合、利用を断った人に対するその後のフォローについてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 他の既存サービスの紹介	
2. 家族間の支援調整	
3. フォローを行っていない	
4. その他	

↓「4. その他」を選択した場合は理由をご記載ください

質問12 (1) これまでに支援ニーズが高く、市町が産後ケア事業の利用が必要であると判断するケースが利用できない場合がありますか。(どちらか一つに○)

1. ある	
2. ない	

(2) (1)で「1. ある」と選択した場合の理由についてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 対象者からの希望がなかった	
2. 委託先に空きがなかった	
3. 委託先での受け入れや対応が困難	
4. 関係機関(分娩機関・精神科病院等)との連携ができなかった	
5. 他の既存サービスで対応できた	
6. その他	

↓「6. その他」を選択した場合は理由をご記載ください

### Ⅲ. 契約事務

質問13 (1) 産後ケア事業の委託料の単価の設定について、ご記載ください。なお、画一価格の場合は最低料金の欄にご記載ください。

	委託料	
	最低料金	最高料金
宿泊型（1泊2日）		
デイサービス型（1日）		
アウトリーチ型（1回）		

(2) 補助限度額の設定について、限度額の設定を行っていますか。（どちらか一つに○）

1. ある	<input type="checkbox"/>
2. ない	<input type="checkbox"/>

(3) (2) で「1. ある」を選択した場合は、各類型の上限額をご記載ください。

	上限額
宿泊型（1泊2日）	
デイサービス型（1日）	
アウトリーチ型（1回）	

(4) 産後ケア事業の各類型の自己負担額についてご記載ください。

	一般	非課税世帯	生保世帯
宿泊型（1泊2日）			
デイサービス型（1日）			
アウトリーチ型（1回）			

質問14 (1) 他市町に住民票がある方で、貴市町に里帰りをしている場合の各類型の産後ケア事業利用の受け入れについてお答えください。（当てはまるもの1つに○）

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 住民と同じ条件で受け入れている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 受け入れているが、金額が異なる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 受け入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

↓「4. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

--

(2) (1) で2を選択した場合、里帰りの場合の金額についてお答えください。

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
自己負担額（一般区分）			
自治体負担額			



質問15 (1) 貴市町の住民が、市町を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの各類型の構築状況についてお答えください。(当てはまるもの1つに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 構築している			
2. 構築していない			

(2) (1)で「1. 構築している」とお答えの場合、契約先の状況(所在や範囲)についてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 県内の一部			
2. 県内すべて			
3. 県外			

(3) (1)で「1. 構築している」とお答えの場合、どのような方法により、市町村を越えて産後ケア事業所を利用できる仕組みを構築しているかお答えください。(当てはまるもの全てに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 貴市町単独で、当該事業所(助産師会等を含む)と委託等の契約を行っている			
2. 複数の市町村間で連携し、当該事業所(助産師会等を含む)との契約内容等の統一化や、委託等の契約(集合契約など)を行っている			
3. その他			

↓「3. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

--

(4) (1)で「1. 構築している」とお答えの場合、今後さらに市町村を越えて産後ケア事業所を増やす予定がありますか。(当てはまるもの全てに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. はい			
2. いいえ			

(5) (1)で「2. 構築していない」とお答えの場合、市町村を越えて産後ケア事業所を利用できる仕組みを構築していない理由について、お答えください。(当てはまるもの全てに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 貴市町単独で十分な提供体制を確保できており、必要性がないため			
2. 必要性はあるが、広域連携の実施に向けた調整等の困難があるため			
3. その他			

↓「3. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

--

(6) (1) で「1. 構築している」もしくは(5)で「2. 必要性はあるが困難がある」とお答えいただいた場合、市町を越えて産後ケア事業所を利用できる仕組みの実現に向けた調整過程で困難であったことについて、お答えください。(当てはまるもの全てに○)

	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
1. 委託費用・利用料などの調整			
2. 契約等の事務手続き			
3. 中心となる市町・都道府県がない			
4. 報告の様式等の統一化			
5. 特になし			
6. その他			

↓「6. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

--

#### IV. その他

質問16 (1) 産後ケア利用後、フォローが必要な人に対しての委託事業者からの連携方法についてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 報告書を提出してもらっている	
2. 定期的に連絡会を行っている	
3. 緊急性のある場合は、電話での報告をもらっている	
4. 特に連携を受けていない	
5. その他	

↓「5. その他」を選択した場合は連携内容をご記載ください

--

(2) 委託事業者からの連携を受けたのち、どのような対応を行っているかお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 電話連絡を行っている	
2. 家庭訪問を行っている	
3. 心理的ケアの専門職等につないでいる	
4. 他の事業の利用につないでいる	
5. 特に対応していない	
6. その他	

↓「6. その他」を選択した場合は対応方法をご記載ください

--

質問17 (1) 産後ケア事業の事業評価について、設定の有無をお答えください。(当てはまるもの1つに○)

1. 設定している	
2. 設定していない	

(2) (1)で「1. 設定している」を選択した場合、その指標についてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 委託事業者数	
2. 実施施設数	
3. 事業の認知度	
4. 利用者数	
5. 利用率	
6. 要支援対象者数	
7. 要支援対象者の事業利用率	
8. 利用者満足度	
9. その他	

↓「9. その他」を選択した場合は指標をご記載ください。

--

質問18 産後ケア事業を実施する上で、課題だと感じていることについてお答えください。(当てはまるもの全てに○)

1. 対象期間の拡大	
2. 施設安全基準の整備	
3. 事業対象者の範囲の明確化	
4. 財源の確保	
5. 委託先の確保	
6. 委託業者との契約事務の対応	
7. 利用者自己負担減額への対応	
8. 多胎児の場合の加算の検討	
9. 医療機関との連携	
10. 福祉など、周辺の政策領域との連携	
11. 事業類型の拡大	
12. 妊娠により精神的に不安定になった方への対応	
13. 精神疾患を有する場合の受け入れ先の確保	
14. 利用ニーズが高いにもかかわらず、利用に至らないケースへの対応	
15. 産後ケア事業利用後のフォロー体制の整備	
16. 里帰り先の市町村との連携	
17. 産後ケア事業の実施状況の分析	
18. その他	

↓「18. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

--

質問19 産後ケア事業の実施に際して、国・都道府県に支援してほしいと感じる事柄についてお答えください。（当てはまるもの全てに○）

	国	県
1. ガイドライン・マニュアル等による安全性とケアの質を担保するための基準の制定		
2. 好事例・先進事例の共有		
3. 事業実施に関するアドバイス・アドバイザー派遣		
4. 事例検討会や勉強会・研修会の開催		
5. 産後ケア事業の意向調査		
6. 委託等の契約（集合契約等）事務の支援		
7. 市町村や委託事業者の事業の実施を支援するための書式や連携フローの策定		
8. 産後ケア受託事業者との情報連携のための書式や連携フローの策定		
9. 分娩・健診を行う医療機関との情報連携のための書式や連携フローの策定		
10. 利用者の自己負担額を軽減するための金銭的補助		
11. その他の金銭的補助		
12. その他		

↓「12. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

国：
県：

質問20 産後ケア事業に関連して、委託先からの意見にはどのようなものがありますか。（当てはまるものすべてに○）

1. 委託料が少ない	
2. 施設改修や設備費用が高い	
3. その他の経営面での課題がある	
4. 人手確保が難しい・人手が不足している	
5. 助産師以外の専門職の確保ができない	
6. その他人材確保面での課題がある	
7. 自治体ごとに契約書式が異なるため、事務負担がある	
8. 自治体ごとに報告書式が異なるため、事務負担がある	
9. 自治体ごとに対象者要件が異なるため、事務負担や混乱が生じている。	
10. 医療機関との連携がとれない	
11. 他の受託事業者との連携がとれない	
12. その他他機関との連携上で課題がある	
13. 気になっている産婦のフォローができてよかった	
14. 自身のスキルを活かす場となった	
15. 助産師のプレゼンス向上につながった	
16. その他	

↓「16. その他」を選択した場合は内容をご記載ください。

--

# 栃木県内市町における 産後ケア事業の実態調査

令和7年3月1日発行

発行元 栃木県市町保健師業務研究会

## 【 調査研究担当 】

齋藤 晃子（日光市）

中田 千絵（足利市）

中村 麻美（大田原市）

加藤 綾子（上三川町）

齋藤 史江（高根沢町）



栃木県市町保健師業務研究会